

IMSP SPEED GAMES 2024

特別規則書

Quick ITAKO

<https://919.ms/itako/>

IMSP SPEED GAMES 2024

特別規則書

公示

本競技会は、JAF 国際モータースポーツ競技規則、国際カート規則ならびにそれに準拠した JAF 国内競技規則、JAF 国内カート競技規則とその付則、2024 年度 SL カートミーティング規則規定、及び大会特別規則書に従って開催されます。

第1章 競技会開催に関する事項

第1条 競技会名称

IMSP SPEED GAMES 2024(全6戦)

第2条 競技種別

第1種競技車両及びリブレ車両によるスプリントレース

第3条 競技会格式

・クローズド

第4条 開催場所及び日程

1)開催場所	クイック潮来	
2)開催日程	第1戦	2月18日
	第2戦	3月24日
	第3戦	6月2日
	第4戦	8月11日
	第5戦	9月29日
	第6戦	12月15日

3)オーガナイザー(主催者)及び競技会事務局

主催: 有限会社スタジオビー クイック潮来

〒311-2402 茨城県潮来市大生 804

TEL 0299-66-1725

FAX 0299-66-5151

mail: quickitako@gmail.com

第5条 大会競技役員

大会公式通知にて別紙 各戦参照

第6条 競技クラス区分

- 1) 375 チャレンジ
- 2) スーパーエンジョイ
- 3) SPEED GAMES オープン
- 4) YAMAHA カデットオープン
- 4) YAMAHA SS
- 5) YAMAHA スーパーSS
- 6) ファンカートキッズ (K50、C50)
- 7) SWS スプリント ジュニア、シニア

第7条 公式通知に関する規定

本開催概要に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する告知等、本開催概要発表後に生じた必要事項は、公式通知、ホームページなどで事前に発表、または競技会当日にご案内します。

。

第8条 延期、中止または取りやめ及び変更

主催者は大会審査委員会の承諾を得て大会の全部または一部を延期、中止または取止めることができます。イベントの全部を中止し、あるいは24時間以上延期する場合、エントリーフィーは全額返還されます。但し、保険料は返還されません。

さらに、エントラント及びドライバーはこれによって生じる損失について主催者に抗議する権利を保有しません。

なお、主催者は大会審査委員会の承諾を得て、イベントの内容を変更する権利を合わせて保有するものとし、これに対する抗議は認められません。

第2章 競技参加に関する事項

第1条 エントリーの受付

開始：大会開催日の1ヶ月前

締切：大会開催日の1週間前

郵送による場合は締切日までに必着の事とします。

締切以降及び当日のエントリーは受け付けません。

- 1) 受付時間 9時～17時まで
- 2) 受付場所 大会事務局
- 3) 必要物
 - a. 参加申込書
 - b. 競技会参加に関する誓約書
 - c. 有効な SLO メンバーズカード、2024 年 SL メンバーズブック
 - d. 有効な SLO 安全協力会加入証または保険加入証明書(コピー可)
 - e. エントリーフィー
 - f. 主催者が指定するもの

第2条 エントリーフィー及び保険料

- | | |
|--------------------------------|---------|
| 1) 375 チャレンジ | ¥12,000 |
| 2) スーパーエンジョイ | ¥12,000 |
| 3) SPEED GAMES オープン | ¥12,000 |
| 4) YAMAHA カデットオープン | ¥13,000 |
| 4) YAMAHA SS | ¥13,000 |
| 5) YAMAHA スーパーSS | ¥13,000 |
| 6) ファンカートキッズ、SWS スプリントは別に定めます。 | |

※上記参加料は税込み価格(円)となります。

※上記エントリーフィーにピットクルー1名分の登録料が含まれます。(ファンカートキッズ、SWS スプリントを除きます。)

※競技会当日に自動計測装置(トランスポンダー)をレンタルする場合、上記参加料に別途¥1,000-(税込)を頂きます。(2024年前半は準備期間とし、順次進めて参ります。マイボンダーの使用を推奨します。)

※締切日を過ぎてから遅延締切日(前々日)までの参加受付は可能ですが、期間外エントリーとして事務手数料¥2,500-(税込)を参加料とは別に頂きます。遅延エントリーの場合、パドックが用意できない場合があります。

第3条 エントリーの資格

- 1) 有効なカートライセンス及び2024年SLメンバーズブックの2点を所持していること。
- 2) クラスごとに有効な必要ライセンス区分及び年齢制限(当該年度)は以下の通りとします。
 - ①375 チャレンジ
年齢:当該年度小学6年生以上
資格:コースオーガナイザー及び指定ショップが認めた者。
 - ②スーパーエンジョイ
年齢:中学生以上
資格:コースオーガナイザー及び指定ショップが認めた者。
 - ③SPEED GAMES オープン
年齢:小学6年生以上
資格:コースオーガナイザー及び指定ショップが認めた者。
 - ④YAMAHA カデットオープン
年齢:小学2年生以上
資格:SLカートライセンスグレードカデット、Bの保持者。
 - ⑤YAMAHA SS
年齢:小学6年生以上
資格:SLカートライセンスグレードB以上の保持者。
 - ⑥YAMAHA スーパーSS
年齢:30歳以上
資格:SLカートライセンスグレードB以上の保持者。
 - ⑦ファンカートキッズ、SWS スプリントは別に定めます。

3)ピットクルー登録

全クラス16歳以上としドライバー1名につき2名まで登録可能。エントリーフィーに1名のピットクルー登録料は含まれますが、そのピットクルーの保険料は含まれません。ピットクルー登録の方は、必ず各自傷害保険に加入をお願いします。

※ レース当日、保険加入証のコピーをご持参下さい。

4) 満18歳未満のドライバー及びピットクルーは親権者の承諾を必要とします。

5) 有効なSLO安全協会加入証。

6) 有効なSLO会員証、2024年SLメンバーズブックを提示できないドライバーに対しては理由の如何を問わず出場が取り消されます。

7) 当該年度の学年はその年の4月になる学年、また年齢はその年(12月末までに)に迎える年齢を指します。

8)参加定員

1. 各クラスは、参加申し込み締め切り時に台数が3台以上で成立とします。
2. 2クラスの参加台数の合計が20台未満の場合、混走となる場合があります。
3. クラス開催が不成立となった場合、大会3日前までにホームページに通知します。
4. 各クラス、予選、決勝のフルグリッド台数は25台。
5. 不成立となった場合、エントリーフィーは返金されます。

第4条 ピットエリア入場規定

当該競技会のサポートに入る方は登録されたピットクルーのみとします。

パルクフェルメ、ダミーグリッド、作業エリア、パドック、コース等は大変危険な場所です。

ピットクルー、メカニック作業員、エントラントにおいて施設内での事故等による傷害は理由にかかわらず自己責任となります。

ただし、施設の不備は除きます。施設内のルールを守っていただき、すべての方が危険な場所で作業していることをご承知おきください。危険行為や、運営側のお願いに理解を得られない方は退場して頂きます。

第5条 エントリーの受理と拒否

1)主催者は、理由を示すことなくエントリーを拒否することができ、且つその行為をもって最終の決定とします。この場合エントリーフィーは全額返還されます。

2)エントリーの受理は必要事項の全てが明記された参加申込書及びエントリーフィーが受付場所で受理された時点で主催者の参加承認が成立しますが、拒否の通知は開催日までに連絡されます。

3)一旦受理されたエントリーフィー、保険料はいかなる理由があっても返還されません。

第6条 保険

- 1)参加するドライバーは有効な SLO 安全協力会に加入していなければなりません。
(ファンカートキッズ、SWS スプリントクラスを除く。)
- 2)SLO 安全協力会加入区分 B の加入者はオーガナイザーの付保する保険と合わせ、1,000 万円以上の有効な保険に加入していなければなりません。
- 3)ピットクルーはオーガナイザーの付保する保険と合わせ、500 万円以上の有効な保険に加入していなければなりません。
※ドライバー及びピットクルーはレース、練習時を含め健康保険証を所持してください。

第3章 競技に関する事項

第1条 参加車両

2024 年 JAF 国内カート競技車両規定および、2024 年 SL カートミーティング 車両規則規定、および 2024 年本大会特別規則の車両規定に従って開催されます。

第2条 自動計測装置(トランスポンダー)

オーガナイザーより貸し出されたトランスポンダーは競技終了後すみやかに返却して下さい。万が一破損、紛失した場合、理由の如何を問わず 1 個につき 55,000 円(税込)をオーガナイザーへお支払い頂きます。

※高価な計測装置につき、ご理解頂きますようお願いいたします。

1. 参加者は、オーガナイザーが用意する自動計測装置(トランスポンダー)または、自身で所有する MYLAPS 製 X2、TranX160、TranX260、TranX PRO、FLEX(通称:マイポンダー)を使用することができます。使用する際は以下の項目を厳守して下さい。
 - 1) 使用については、参加申込みの際、確実に記入して下さい。
 - 2) マイポンダーは所有者以外の使用はできません。他人との共用も認められません。
 - 3) マイポンダーが正常に作動していないと判断し、競技役員により指示された場合は、直ちにオーガナイザーの用意する自動計測装置(トランスポンダー)に交換して頂く場合があります。その際は大会事務局にて受付をし、自動計測装置「トランスポンダー」の使用の手続きをお願いします。
 - 4) マイポンダーを使用する際は、充電、製品管理は自己責任となり、それに伴う計測トラブルに関しては、全て参加者の責任となります。計測不良によってタイム計測が出来なかった場合、リザルトにタイムは表示されず、タイムトライアルの時はノータイムとなります。
 - 5) トランスポンダーの付け忘れに関しましては、如何なる場合も「必備部品違反」とし、ノータイムとします。
また、トランスポンダー取り付け位置は、原則としてカート座席(シート)の後部、またはシートステー(ブレーキ側)に取り付けるものとし、地面との距離は約 30cm の高さに設置するよう留意して下さい。
2. 貸し出したトランスポンダーに計測不良が起きた場合、レース中の交換可能な時間を判断し、別のトランスポンダーに交換します。その場合ゼッケン番号に変更はありません。

第3条 車載カメラについて

1. 車載カメラの取り付けは自由ですが、取り付けの上で発生して事象については理由の如何を問わず、全て参加者の責任となります。
2. 撮影した画像はあくまでも個人が楽しむものであると同時に、主催者側から車載カメラ映像を競技判定資料として提出していただく場合があります。これは拒否できません。この場合大会審査委員会側が映像を確認できた場合のみ、撮影画像を判定資料とします。
3. 車載カメラ取り付けの注意事項。
 - 1) カメラ本体は、頑丈なアタッチメント等で容易に脱落しないように強固に固定して下さい。
 - 2) カメラ等でゼッケンナンバーを隠さないよう固定して下さい。
 - 3) カメラ等の取り付けに不備があった場合、取り外しをお願いする場合があります。
4. 車載カメラの脱落等によるペナルティ。
 - A) 競技会中、車載カメラが脱落した場合、当該ヒート失格。

第4条 競技番号の指定

競技ナンバーは車両の前方と後方に必備とします。

前方・フロントパネル: 明瞭に識別できる状態でなければなりません。

後方・リアプロテクション: 中央のナンバープレート専用のスペースにしっかり貼付して下さい。

ベースサイズは縦 20~22cm のもので黄色指定、数字は縦 15cm 以上、字幅 2~3cm のもので黒字指定とします。ゼッケン番号、ゼッケンベースとも参加者各自で準備すること。一般市販品または自己作成でも規定内サイズであれば使用可能です。

※指定のないゼッケンナンバーの確定はエントリー後通知いたします。

第5条 ドライバーズブリーフィング

参加ドライバーは必ずブリーフィングに参加しなければなりません。ブリーフィングに参加しない場合はペナルティの対象となります。

第6条 シャシー、エンジン及びタイヤの登録

競技に使用するシャシー、エンジン及びタイヤは、2024年 SL カートミーティング車両規定に準じた国内市販品とし、参加申込書により登録し、且つ車両検査に合格したもののみが使用できます。

登録、使用できる数はシャシー1台、エンジン1基とします。車検登録していないシャシー、エンジンの使用は不可。タイヤはドライ1セット・ウェット1セットで、車検登録していないタイヤの使用は不可とします。但し、タイヤにバースト等が発生した場合は、車検長の許可を受けて当該の1本のみを交換することができます。

第7条 エンジンの交換規定

登録したエンジンが、故障破損等により車検委員長が走行不可能と判断した場合に限り、1回だけエンジンの交換が認められます。故障破損したエンジンも再車検の対象となります。

交換する際は車検長立ち合いの下で追加の登録が認められます。交換後のヒートのグリッドポジションは、最後尾(複数名の場合、最も遅く申告したものを最後尾)とします。

第8条 エンジン

1) エンジン区分は 2024年 SL カートミーティング車両規定に準じ、車両規定第2章に示します。

2) 封印(マーキング)が外れそう(消えそう)な状態になった場合は、事前に車検委員に申し出ること。封印(マーキング)に関する故意の違反があった場合は、当該競技会を失格とします。

なお、違反の内容によっては当該年度シリーズの全得点を無効とする場合があります。

① 車検時においてエンジンの封印が実施される場合がある。封印後はエンジンの分解は行ってはなりません。

② シリンダーヘッド・シリンダーヘッドナットに車検時の封印のための穴をそれぞれ1つ施さなければなりません。

③ 公式練習開始時間前までは車検委員の承認のもとに封印の解除、及び再登録または再封印が認められません。

④ 各クラスに使用できるエンジンは次の通りとします。

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| 1.375 チャレンジ | KT100SD・KT100SC・KT100SEC |
| 2.スーパーエンジョイ | KT100SD・KT100SC・KT100SEC |
| 3.SPEED GAMES オープン | KT100SD・KT100SC・KT100SEC |
| 4.YAMAHA カデットオープン | KT100SEC SL 規定に準じる |
| 4.YAMAHA SS | KT100SEC SL 規定に準じる |
| 5.YAMAHA スーパーSS | KT100SEC SL 規定に準じる |
| 6.ファンカートキッズ、SWS スプリント | は別に定めます。 |

第8条 カート

前条に規定する当該エンジンを搭載し、SL 車両規定に合致した車両で、且つ次の条件を満たさなければなりません。

1) サイドボックス、フロントパネル及びフロントフェアリングを必備とします。またメーカー純正や一般市販のリアプロテクションを必備とします。不備の場合は車両検査において修正を求められる場合があります。

※フロントフェアリングのワンタッチタイプは2個のブラケットで固定とし、ネジ止めタイプは2本のネジのみで固定とします。ワイヤーやテープ等で補強することは出来ない。

バンパーは必ず前後に装着するものとする。バンパー及び取り付け方法は JAF 車両規則第2章第7条同等とする。サイドバンパーの役割はサイドボックスにより補われるものとする。

5) チェーンガードは必備とし、且つ下記項目を満たしていなければならない。

- ①幅は 3cm 以上あり、車両上方から見てチェーンが見えない状態であること。
 - ②車両側方より見てドライブ側スプロケットとリア側スプロケットを結ぶ線の上の部分に有効に覆っている事。
 - ③車両側方より見てドライブ側スプロケットが見えない状態であること。尚、クラッチ付カートにおいては、上記③は除かれるが、クラッチカバー(ハウジングカバー)及び SL クラッチにおいては SL クラッチプロテクター(サポート及び SL クラッチカバー)を取り付けなければならない。
 - ④チェーンガード及びクラッチプロテクターの補強・追加は認める。
- ※直結式(クラッチ付きでない)場合、フルカバータイプのチェーンカバーの取り付けを強く推奨する。

6)最低重量

375 チャレンジ	FREE
スーパーエンジョイ	150kg
SPEED GAMES オープン	150kg
YAMAHA カデットオープン	110kg
YAMAHA SS	150kg
YAMAHA スーパーSS	150kg

- 7)排気系のいかなる部分も、車両全長及び全幅より突出してはならない。排出出口の末端は、安全な加工が施されていないといけない。排気はドライバーの後方で行われ、且つガスの排出は地上より 45cm 以下で行われなければならない。
- 8)音量規制については「JAF 国内カート競技車両規則」第 23 条によるものとし、78dB(A)+3dB(A)を超えるものについてはタイムトライアルに次表のペナルティが課せれる。

音量	タイムトライアルの時間 次の時間が加算される
81.5dB 以上 82dB 未満	0.25 秒
82dB 以上 82.5dB 未満	0.5 秒
82.5dB 以上 83dB 未満	1 秒
83dB 以上 83.5dB 未満	2 秒
83.5dB 以上 84dB 未満	3 秒

注:84dB を含み 84dB を超える者はレースから除外されます。

第 9 条 燃料

1)ガソリン

- ①一般のガソリンスタンドのポンプから販売される自動車用の無鉛ガソリン使用が義務付けられます。
- ②主催者は、ガソリンの銘柄及び供給方法を指定する場合があります。この場合詳細事項は、特別規則書または公式通知に示されます
- ③すべての燃料冷却方式は禁止されます。混合前のガソリン及び混合後のガソリン全てにおいて、冷却などの措置は一切禁止されます。

2)エンジンオイル

- ①ヤマハカデットオープン、YAMAHA SS、YAMAHA スーパーSS クラスは、SL カートミーティング車両規定に準じます。また、添加物の使用は一切認められません。
- ②375 チャレンジクラス及スーパーエンジョイクラス、SPEED GAMES オープンクラスは通常市販されているもののみとし、添加物の使用は一切認められません。

3)検査

ガソリン及びエンジンオイルについて、予告なく抜き打ち検査(タンク内の燃料を採取する等)を行う場合があります。この場合の詳細事項は、特別規則書または公式通知にて示されます。

4)燃料の交換

燃料の比色による識別の結果、疑義が生じた場合は、主催者が用意した燃料(有償、無償問わず)に交換しなければならない。当該者はこれを拒むことはできません。また、本件に関する抗議は認められません。

第 10 条 シャシー

シャシーは、下記の細目を満たしていなければならない。

YAMAHA カデットオープン、YAMAHA SS、YAMAHA スーパーSS クラスは、2024SL カートミーティング車両規定に準じます。

- 1)シャシーの構成パーツの取り付け方法、取り付け方向はメーカー市販状態を基本とします。
- 2)クラスによってはフレームのモデル指定及び改造制限を設けます。
- 3)クラスによって最低重量が設定されます。最低重量を満たすためのバラストはすべて固形材料を用い、車体に6mm以上のボルト、ナット、ロゼットワッシャーなどで強固に取り付ける事とします。
取り付けるボルトは最低2ヶ所以上とします。
- 4)サイドボックス、フロントパネル及びフロントフェアリング(フロントカウル)、リアプロテクションを必備とします。
- 5)フロントフェアリングは全クラス 2024 年 JAF 国内カート競技車両規則第 9 条ボディワーク 5)フロントフェアリング③ 基準 C のフロントフェアリング(通称:脱落式フロントフェアリング)の取り付けを推奨とします。

第 5 条 タイヤ

使用するタイヤのセット数は、1大会につきドライ1セット、ウェット1セットとし、車両検査において登録封印を受けることとします。

タイヤにバースト等が発生した場合は、車検長の許可を受けて当該の1本のみを交換する事ができます。ドライタイヤからウェットタイヤへの交換、また逆への交換は主催者が指示する場合がある(主催者からドライ/ウェットフリーの宣言がなされる場合もある)。使用するタイヤはいかなる場合も一切の加工、ヒータイング、化学品の塗布は禁止されます。ウェットとドライの組み合わせ使用は禁止。

■ドライタイヤ

375チャレンジ

スーパーエンジョイ

SPEED GAMES オープン

YAMAHA カデットオープン ダンロップ SLJ

YAMAHA SS、スーパーSS ダンロップ SL22

■ウェットタイヤ

全クラス ダンロップ W2

第 6 条 車両検査・装備

公式練習の前に車両検査を受けなければなりません。この際、非合法な部分がありながらも、なお技術委員に見えなかったとしても、承認が意味されるものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は黒旗の指示を受ける場合があります。

- 1)車両検査の日時及び場所は公式通知で知らされ、ドライバーは車両検査に立ち会わなければなりません。
- 2)カート車両とその装備類は清潔で、且つ正しく整備された状態でなければなりません。
- 3)ドライバーの服装は装備の一部とみなされ、車検の対象となります。競技を安全に行う事を目的に CIK/FAF 公認実績のあるレーシングカートスーツの着用が義務付けられます。グローブ(手袋)、シューズ(足首まで保護する靴)など、それぞれ丈夫なものでなければなりません。

なお、小学生にはネックガード及びリブプロテクターの装着が義務付けとします。

※小学生以外にもネックガード、リブプロテクターの装着を推奨します。

- 4)ヘルメットはフルフェイスタイプとし、以下の規格のいずれかを有するものを強く推奨します。著しく角ばったものは禁止されます。また傷のあるもの、製造より5年以上経過したものはレース使用を認めない場合があります。

FIA 規定(付則 L 項第 3 章第 1 条及び CIK-FIA 技術規則 AppendixNo2)に適合したもの

日本工業規格(JIS T8133:2000)、JIS-C 種、または 2 種

上記規格に適合しないものでは JAF 公認競技用ヘルメットの使用が推奨されます。

- 5)タイムトライアル、予選ヒート、決勝ヒートの走行後、主催者が指定した場所で計量及び再車検を行います。主催者によって違反が発見された場合は失格となります。

第 4 章 競技に関する事項

第 1 条 信号

競技中ドライバーに対する指示は、下記の種類の旗に従い行われます。

①国旗もしくはシグナル

競技開始は、国旗の振り下ろし、または赤シグナルのブラックアウト(消灯)でスタート。

②緑に黄色の山形旗

ミススタート(再度スタートを行う為、ローリングをやり直す)

③赤旗

レース中止または中断。ドライバーはただちにレースを中止または中断し、オフィシャルから指示された場合はどの地点でも停止できる態勢でスタートラインまで徐行し、左右に分かれて安全確認しながら停止。

④白旗

サービスカー(救急車)がコースインもしくはコース上にある。

⑤青旗

静止: 追い越されようとしているので、現在の進行方向を保持。

振動: 追い越されようとしているので、その者に進路を譲る。

⑥黄旗

静止: 前方危険。追い越し禁止。※黄旗から対象車両までの区間は必ず減速し、追い越し禁止。

振動: 前方が非常に危険。停止準備且つ追い越し禁止。※黄旗から対象車両までの区間は必ず減速し、追い越し禁止。

⑦オイル旗(赤縞の入った黄旗)

前方路上に水、油有り。走行に注意。徐行を心がける。

⑧緑旗

競技続行。障害は除去されたのでコースクリア。

⑨オレンジボールのある黒旗

指示された番号のカートに技術的なトラブルがあるのでピットイン命令。修理修復後、再出走できる。

⑩白黒旗

指示された番号のカートによる軽度のルール違反に対して最後の警告。(再度ルール違反をすると黒旗が出る)

⑪黒旗

指示された番号のカートへのピットイン命令。当該ドライバーは競技長まで出頭。失格となる宣告または注意を受ける。

⑫黒と白のチェッカー旗

競技終了。前方のkartを抜かず、徐行し車検を受ける。

第3条 吸気系または排気系のトラブルについて

走行中に吸気系または排気系のトラブルが発生した場合、直ちに安全な場所に停止しなければなりません。競技を続行することは認められません。これに違反した場合は当該ヒート失格とします。

第4条 公式練習

全てのドライバーは定められている公式練習に参加しなければなりません。

公式練習に参加する意思がない場合は、レース除外となります。ただし、ピットアウトしスタートラインを通過する前に本コース上で停止した場合や、コースインの意思はあるが、車両やエンジンの不具合によって出走できない状態で公式練習が終了した場合でも、公式練習に参加したものと認められます。

1) 公式練習中のピットインおよびピットエリア作業は認められます。

第5条 タイムトライアル

1) 全てのドライバーは、予選ヒートのグリッドポジションを決めるための、タイムトライアルに参加しなければなりません。

2) タイムトライアルの方法は、公式通知によって示されます。

3) 計測開始後にコースに停止し再スタートできない場合や、ピットインした場合は、その時点でタイムトライアルの終了とみなされます。

4) タイムトライアルの成績は次の順序により決定されます。

① ベストタイムによる順位(同タイムの場合はセカンドタイムの上位順とする)

② ノータイム(出走順またはゼッケン順)

③ その他

第5条 レースシステム

予選ヒートの有無、グループ分け、ヒート数、周回数及びファイナルヒート進出台数とその周回数は公式通知に示されます。

第6条 グリッド

1) カートは2列に並び、第1コーナーに向かってイン側の先頭がポールポジションとして位置付けられます。

2) リタイヤ等によりレースに参加できなかったドライバーのポジションが、空席となっても他のカートは移動してはならず、スタートの合図が出されるまで空席グリッドが維持されなければなりません。

第7条 スタート

1) スタートは2列縦隊のローリングスタートとします。(クラスによってはスタンディングスタートの場合もあります)

2) ローリングに遅れた者は手を上げて、他のドライバーにアピールし、すみやかに自分のスタートポジションに戻ることができます。但し、最終コーナー手前のパイロンからスタートラインまで、または主催者が定める区間では復帰できません。これに違反した者はペナルティが課せられます。また、戻る途中でスタートした場合、これに対する抗議は

受け付けられません。

- 3)カートの隊列が正規の順列でスタートラインの 25m 手前に引かれたイエローライン前において加速していない事を確認した時、スターターはスタートの合図を送る。フォーメーションラップ中のドライバーは低速で一定のスピードを維持しなければなりません。
- 4)スタート後、先頭のカートが1周するまでに、コントロールラインを越えられないカートは、そのレースに出走することはできません。また、隊列がスタートを切った後は、ピットエリアにいる車両のコースインは認められません。
- 5)フォーメーションラップ中に隊列から大きく遅れ、白地に赤バツテンのボードにより指示された者及びフォーメーションラップ中にピットインした者は隊列の最後尾に着かなければなりません。

第 8 条 レース中のルール

- 1)コースは常に先入車優先とし、追い越しをするものは前方のカーターの走行を妨害してはならず、また前方のカートは、後続のカーターの進路を妨害してはいけません。危険な走行はペナルティの対象となります。
- 2)オフィシャルが反則または妨害行為(プッシング・ブロッキング・その他の非スポーツマン的的行為)とみなしたドライバーに対して白黒旗が提示されます。さらにその行為が2回以上に及ぶときは、失格となり黒旗を受けピットインし、競技長のもとに出頭しなければなりません。
- 3)いかなる場合も、定められた方向と逆に走行してはなりません(但し、クラッチ付きカートの場合は、コース復帰のため安全確認後の方向転換は認められます)。
- 4)レース中は止むを得ない場合を除き、コースを外れてショートカットすることは認められず、当該行為はペナルティの対象となります。
- 5)衝突を避けるために、やむを得ずコースアウトした場合は、その最も近いところから安全確認を行い、コースに復帰しなければなりません。
- 6)レース中コース内で停止してしまった場合は、両手を高く上げてアピールし、他のカートが過ぎ去ってから後方の安全を確認し、再スタートします。再スタートできない時は、レースの障害にならないように、自分のカートをコース外の安全な場所に移動し、ヘルメットをかぶったまま終了を待たなければなりません。
- 7)ジュニアクラスにおいては、カートから降りなければならぬ状況の場合は、オフィシャルにより排除されます。また、危険回避のためにオフィシャルが援助してコース復帰まさせる場合もあり得ます。
- 8)ドライバーは、工具・ケミカル用品等を携帯して走行する事はできません。
- 9)ピットイン、ピットアウトは決められた場所で行わなければなりません。
- 10)コースとピットロードを区分するイエローラインをカットする事はできません。
- 11)レース進行中パドックに入ったカートは、レースを放棄したものとみなされ、再びコースに入りレースに復帰する事はできません。
- 12)事故にみまわれたカートは、オフィシャルによって検査のため停止を命じられる事があります(競技役員の指示に従う事)。
- 13)競技長には、不適當もしくは危険とみなしたカート及びドライバーを除外する権限があります。
- 14)オフィシャル以外の者が撮影した画像は、レースの競技判定には使用できません。

第 9 条 レースの終了

- 1)レースの着順 1 位の者がフィニッシュラインを通過後 2 分経過した時点で終了とします。
- 2)チェッカーを受けた後はスピードを徐々に落とし、前のカートを追い越さず、正規のコースを走行してピットロードに進入し、車両検査を受けます。
- 3)先頭のカートが規定の周回数を終了する以前に誤ってチェッカーが提示された場合は、その時点をもって競技終了となります。また遅れてチェッカーが提示された場合は、チェッカーとは無関係に、規定の周回数で終了したものとして順位が決定されます。

第 10 条 完走

- 1)レースの着順 1 位の者がフィニッシュラインを通過後、2 分以内にカートが自力で同ラインを通過したものは、そのラップが加算されます。この場合における自力とは、カートとドライバーが一体となり、他の助けを借りることなく、コースを正しい方向に進行できる状態を言います。完走者となるためには、チェッカーに関わらず、規定周回数の 2 分の 1 以上完了していなければなりません。
- 2)フィニッシュラインを通過する際、ドライバーはカートに乗車した状態でなければなりません。
- 3)完走者となった者のみが入賞の対象となります。

第 11 条 ペナルティ

- 1)ペナルティには次の 5 種類があります。
 - ①タイム及び得点ペナルティ
 - ②警告
 - ③順位降格(リザルトのポジションダウン)

- ④ラップペナルティ
- ⑤失格
- 2) 警告はその必要ありと認められた違反に対し発せられます。
- 3) 順位降格は、レーススタート時の違反、危険な行為などの場合そのヒート終了後の順位を下げる時に適用されま
す。
- 4) ラップペナルティは、失格にならない程度の違反に適用されます。
- 5) 失格は次の反則行為に課せられます。
 - ①違法または不当に得たアドバンテージ
 - ②故意に自己または他人の安全をかえりみる事なく行う危険行為。
 - ③与えられたオフィシャル指示を故意に無視したとき。
 - ④与えられたフラッグサインの無視。

第 12 条 順位の決定

レースの順位は、次の順位によって周回数が多い順に決定されます。

- 1)チェッカーを受けた完走者(規定周回数の 1/2 以上を完了し、チェッカーを受けた者)。
- 2)チェッカーを受けていない完走者(規定周回数の 1/2 以上は走行したが、チェッカーを受けなかった者)。
- 3)周回数に基づく不完走者(チェッカーに関わらず規定周回数の 1/2 以上を走行していない者)。
- 4)失格者
- 5)不出走者(当該ヒートに出走できなかった者)。
 - ※上記項目で、複数の同一周回数者がいた場合は、フィニッシュラインの通過順位とします。
- 6)ポイントは完走者(規定周回数半分以上を完了した者)のみに与えられ、不完走者及び失格者には与えられない。

第 13 条 ピットイン

ピットインする場合はピットロードを徐行しなければならず、且つ必ずピットストップし、エンジンを停止しなければなりません。これに違反した場合はペナルティの対象となります。

第 14 条 ピット及びパドック内におけるルール

- 1)大会に関係する者は、施設内ではすべて定められたクレデンシャルを付けなければなりません。
- 2)ピットは指定された場所を使用しなければなりません。また、ピット内で作業出来る者は、当該レースに出場しているドライバーと、その登録されたピットクルーのみとし、これに違反した場合は失格になる事もあります。
- 3)走行中のドライバーに対してピットサインを送る場合は登録ピットクルー1名に限り、コースの定めるピットサインエリア内においてのみ、その行為を行う事ができます。
- 4)クローズド競技会においては、ピットクルーの行為に関する最終的な責任はドライバーにあります。ピットクルーによる規則の違反は当該ドライバーに対する黒旗の提示とします。
- 5)レース中の燃料補給は特別規則書付則で許可されていない限り禁止とします。
- 6)ピットエリア内(パドックを含む)における火気(溶接機、暖房機、喫煙等)の使用はすべて禁止とします。
 - ※消火器(ABC 粉末タイプ/4型(内容量 1.2Kg 以上))をパドックに備えることを強く推奨します。
- 7)レース中、ピットクルーは自分のピットエリアを離れてはならない。
- 8)パドック内での走行はすべて禁止とします。
- 9)パドック内でエンジンを始動することは禁止とし、暖気は暖気運転指定場所にて行うこととします。

第 15 条 再車検

- 1)レース終了後、再車検が行われる。
- 2)車検長は、スタートした全ての車両に関し車両検査を行う権限を保有する。車検長が検査を行う際は、ドライバー、登録ピットクルーが責任を持って車両の分解及び組み立てを行わなければならない。関係役員及びドライバー、登録メカニック以外は検査に立ち会う事は出来ない。
- 3)本条項の検査に応じない場合は失格とする。

第 16 条 抗議

- 1)主催者の判定に異議がある場合は、書面をもって抗議料を添付の上、ドライバー(チーム代表)より競技長を經由して大会審査委員会に提出するものとする。
- 2)抗議提出の時間制限
 - ①競技に関する抗議:当該、暫定結果発表後 30 分以内。
 - ②車両に関する抗議:自己のカート車検終了後ただちに。

第5章 抗議、暴力等に関する事項

第1条 抗議

1. JAF 国内カート競技規則に基づき、抗議は書面にて抗議料を添付の上、エントラントより競技長を経由して大会審査委員会に提出するものとします。

- A) 技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は車両検査後 15 分内。
- B) 競技中の過失または反則に対する抗議はその競技終了後 30 分以内とします。
- C) 競技の成績に関する抗議はその発表後 30 分以内とします。

2. 大会運営役員に対する各抗議はエントラントからのみ受け付けるものとし、抗議料は現金¥22,000-(税込)とします。(JAF 国内カート競技規則・付則、カート競技に関する申請・登録等手数料規定に基づく)ただし、抗議の結果によらず、抗議料は返金されません。

提出された抗議により再度公式車検等を実施し、その抗議が成立した場合には、再度公式車検等の要した費用はオーガナイザーの負担とし、これと反対に、当該車両等が規則通りのものであることが判明した場合は、抗議提出者がそれらの費用を負担しなければならず、費用の算定については大会審査委員に委ねられます。

3. エントラント及びドライバーの遵守事項

- A) エントラントは自己の係る全ての者にすべての法規及び規則を遵守させる責任を有します。
- B) エントラント、ドライバー及びピットクルーは本特別規則の下で開催される競技会中に生じた事態、事故等についてコースの所有者、オーガナイザーとその関係者及び大会役員に対していかなる責任も追及できません。

4. エントラント、ドライバー及びピットクルーは、競技委員やレースジャッジに対し、スポーツマンらしくからぬ行為や不謹慎な言葉遣い、暴言、威圧、あるいは競技を妨害する行為をとった場合当該競技会失格とします。施設から退場頂く場合もあります。

5. エントラント、ドライバー及びピットクルーによる競技会場での言葉による脅しや侮辱、威圧、暴力行為をした場合、オーガナイザーの判断により当該競技会失格、当施設からの退場、次戦のエントリー拒否等のペナルティを与えることができます。

主に、選手に対しての暴力、選手間同士の暴力は目に余る物がありますので人道的な対応をお願いいたします。

6. オーガナイザーや大会審査委員、選手、全ての関係者に対して、SNS 等で誹謗中傷、侮辱をした場合、またはその恐れがある場合、競技会の参加を取り消す場合やエントリーの拒否をする場合があります。

第2条 ウェイトハンデ制

SPEED GAMES オープンクラスにおいて、年間を通して下記の基準に基づいたウェイトハンデ制を実施します。

- 1) 毎レース上位入賞者(1位～3位)に対し、次回のレース時に最低重量に1位3Kg、2位2Kg、3位1Kgのウェイトが加算されます。
- 2) 上記該当者は3位以内に入賞し続ける限り積算され、9Kgを上限とします。
- 3) ウェイトハンデ後のレースで順着が3位以内に入賞しなかった場合、次大会でウェイトハンデは解消される(但し最低重量を下回ってはなりません)。

第5章 成績及び賞典に関する事項

賞典、シリーズポイントは下記の通りとする。これ以外の基準を適用する場合は、特別規則書で公示する。

第1条 レースの成立

クラス別に参加台数が3台以上あった場合にレースが成立する。性能が近似したクラスが混走となる場合があるが、賞典をクラス別とするか総合順位とするかは主催者が決定して告知する。

第2条 賞典

- 各クラス第1位～第3位 トロフィー
- 各クラス参加者全員 副賞

第3条 シリーズ戦ポイント

本大会のドライバーポイントは次の得点基準を適用する。得点は決勝レース完走者(規定周回数の上を完了した者)のみ与えられ、不完走者、失格者及び不出走者には与えられない。

- 1) シリーズの成立3大会以上とする。
- 2) クラスごとに同一シリーズ戦を通じて最多得点を獲得したドライバーをシリーズチャンピオンとする。

<通常ポイント>

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
ポイント	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

3) 最終戦において 1.5 倍のポイントを与える。

<<最終戦(通常の 1.5 倍)>>

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
ポイント	30	22.5	18	15	12	9	6	4.5	3	1.5

4) 360 チャレンジクラスはタイムトライアルにも下記ポイントを与える。

<360 チャレンジクラスタイムトライアルポイント>

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
ポイント	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

5) シリーズ戦ランキングは、同一シリーズ戦の全戦のポイントを合計し得点の多い順に上位とする。

6) 同点の場合は上位入賞回数の多い者を上位とする。

7) 6)でも決定できない場合は最終戦の順位で決定する。尚、最終戦に参加しなかった場合は、最終戦により近い競技会において高得点を得たものを上位者とする。

第 6 章 損害補償

主催者及び大会役員の業務遂行により起きたドライバー、ピット要員の死亡、負傷及び車両の損害に対して主催、後援、協力、協賛するもの及び大会役員は一切の補償責任を負わないものとする。

第 7 章 広告に関する事項

ナンバープレートに広告を表示することは認められない。その他の広告については、主催者は次のものに関し抹消する権限を有し、ドライバーはこれを拒否する事が出来ない。

- 1) 公序良俗に反するもの。
- 2) 政治・宗教に関連したもの。
- 3) 本大会に関係するスポンサーと競合するもの。

第 8 章 肖像権及び個人情報に関する事項

レース主催者、及びこれが指定した第三者は、個人情報の保護に関する法律に基づき、レースイベント参加者の肖像権及び個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用致します。

第1条 業務内容

レースイベントの受付、レースイベントのプログラム作成、レースイベントの状況撮影、レースイベントのリザルト作成、保険の受付、その他レースイベントを円滑に行うための業務及び、これらに付随する業務。

第2条 利用目的

- 1) レースイベント事務手続きを行うため。
- 2) レースイベント参加者の個人成績を公表するため。
- 3) レースイベントの内容等を報道、放送、出版等に用いるため。
- 4) レースイベントの内容等をインターネット経由し、情報を公開するため。
- 5) レースイベントの状況動画や画像配信を行うため。
- 6) レースイベント中に事故があった場合、保険処理を行うため。

第9章 主催者の権限に関する事項

- 1) 参加申し込みの受け付けに際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、メカニックの参加を選択あるいは拒否する事ができます。
- 2) 大会スポンサーの広告を参加車両に貼り付けさせる事ができます。

- 3) 止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録または変更について許可することができます。
- 4) すべての参加者、ドライバー、ピットクルーの肖像権及びその参加車両の写真、デジタル画像、音声、映像など報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用する事を許可する事ができます。

第 10 章 反社会的勢力の排除

- 1) 参加者(登録メカニックを含む)が次に該当する場合は参加拒否をさせていただきます。また、参加中または参加後に判明した場合は、判明時点において当該競技会を失格とし、以降開催される全ての競技会の参加を拒否します。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動等標ぼうロゴまたは特殊知的暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会勢力」という)に該当していると認められるとき。
 - ② 反社会的勢力を同伴し入場させたとき。
 - ③ 反社会的勢力と関係を有し、または利用したと認められるとき。
 - ④ 公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をしたとき。
- 2) 前項の規定により、参加を拒否し、または競技会を失格となった場合は、主催者は当該参加者の支払い済みエントリーフィー、保険料その他競技会において発生した全ての損害を賠償する責を負わないものとします。

第 11 章 その他の一般事項

- 1) チームの代表者、ドライバー及びピット要員は本規則の下で開催される競技会中に生じた事態について、本機構ならびにその所属員及び競技役員に対し、いかなる責任も追及しないこと。
- 2) 緊急医療機関に関して

本大会において、緊急時の搬送指定病院を以下の通りとします。
緊急指定病院

●●病院

なお、緊急時は救急隊員等医療従事者の指示に従い、迅速かつ適切な処置ができる医療機関への搬送を最優先とします。

- 3) 第 56 条 本開催概要の解釈 本開催概要ならびに競技の細則に関する解釈に疑義が生じた場合は、大会審査委員会の決定を最終的なものとみなします。
- 4) 第 57 条 本開催概要に記載されていない事項 本開催概要に記載されていない事項は、FIA(国際自動車連盟)の国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則、それに準拠した JAF(日本自動車連盟)国内競技規則と JAF 国内カート競技規則、全日本/地方カート選手権 FS- 125 部門適用車両規定、SL 競技規則、本大会開催概要、本競技会及び開催場所における慣習とその車両規定に準拠します。

